

戦えるPKO部隊に

安全保障関連法は、集団的自衛権の行使をはじめ幅広い内容の自衛隊任務を含んでいる。実際の活動で真っ先に変化しそうなのは、国連平和維持活動（PKO）だ。

PKO協力は一九九二年、大議論の末に成立し、現在では自衛隊の海外活動の柱になっている。国民に一定の評価を受けている理由は、二十年以上の活動で、海外で武器を使わず、得意とするインフラ整備などで住民への貢献に徹してきたからだ。

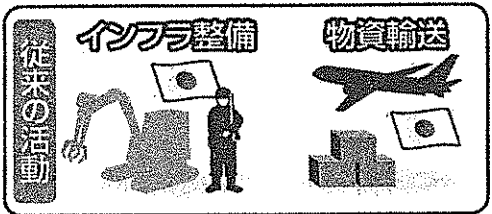
だが、安保法の成立で

これから
どうなる

安保法

⑥

PKOの任務拡大



「武器を使わない」PKO部隊は「武器を使える」部隊に変貌する。

現在のPKOも自衛隊は武器を携行しているが、二つの歯止めが使わないよう抑制してきた。一つは、主に施設部隊と輸送部隊を派遣し、住民生活に役立つ道路建設や物資輸送を行い、武器使用の確率が高い活動をしてこなかったこと。もう一つは、武器使用目的を隊員や近くにいる者の身を

守るための「自己保存型」に限定し、命の危険がある場合にしか認めてこなかったことだ。

安保法は二つの抑えをなくす。活動業務に地域の治安維持のための監視や巡回、検問などを行う「治安維持活動」、離れた場所の他国軍や民間人を守る「駆け付け警護」などを追加。武器使用目的も、任務を妨げる武装集団を排除する「任務遂行型」を解禁した。

特に危険を伴うのが「治安維持活動」だ。地域の保安のため反政府勢力や武装集団と衝突し、戦闘になることもあり得る。「駆け付け警護」も、武装集団が他国軍を攻撃している状況で現場に向かえば、巻き込まれかねない。戦後初めて、自衛隊員が海外の戦闘で相手を殺傷したり、犠牲になつたりする恐れもある。

政府は現在のアフリカ・南スーダンでのPKOでは「治安維持活動」の任務追加は当面見送るが「駆け付け警護」は来春から任務に加える考えだ。

日本国際ボランティアセンター・スーダン現地代表の今井高樹氏は「紛争国での日本の役割は外交力での和平や国づくり支援だ。自衛隊が武器を使用する活動を行えば中立性が疑われ、日本が仲裁者としての資格を失つ。そつした活動をすべきではない」と主張している。

(金杉貴雄)

安全保障関連法で、国連平和維持活動（PKO）での自衛隊の武器使用が拡大する。今はどうなっていて、何ができるようになったのか。（金杉貴雄）

Q PKOは紛争地域の平和を維持する活動。危険な地域だから、自衛隊は武器を持っていくよね。

A PKO法では小銃など「小型武器」を持つことを認めてきた。だけど、他国での自衛隊の実力行使は厳しく制限されてきた。

Q どういう場面なら武器を使えたのか。

A 隊員は、自分自身と近くにいる者を守る場合に限り、武器使用できた。「自己保存型」と呼んでいる。身を守るためぎりぎりの場合だけ、との意味だ。

Q 安保法ではどうなるの？

A 新たに「任務遂行型」の武器使用を追加する。

Q どういう意味か。

A 例えば、自衛隊の任務が他国軍や非政府組織（NGO）の救援の場合、武装集団がバリケードを設置して自衛隊を妨害した際、任務を遂行するために武器を使った警告や発砲で武装集団を排除す

任務遂行のため 発砲可能

る。「身を守るため」の受け身ではなく、「こちらから武器を使用する」格好だ。

Q 「任務遂行型」は何でもできるのか。

A そうではない。法では「合理的に必要と判断される限度で」としている。警告射撃など手順がある。相手を殺傷できるのは、隊員に危険が迫った「正当防衛・緊急避難」の場合に限る。

Q 「任務遂行型」はこれまで、なぜ認められなかったのか。

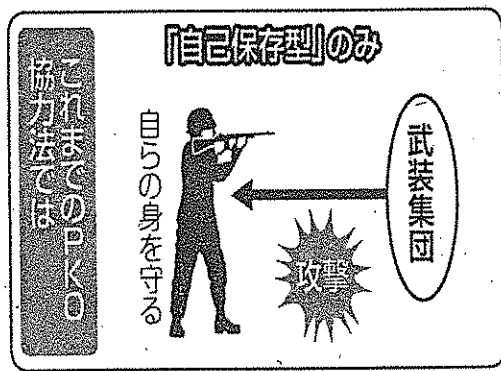
A 政府は従来、「自己保存型」を超える武器使用は、敵対する相手が国や「国に準じる組織」の場合、国際紛争解決のための武力行使を禁じた憲法九条に抵触する

る恐れがあると判断してきた。だが安倍政権は、紛争当事者の同意などの「PKO派遣五原則」が守られている限り、国や国に準じる組織が自衛隊に攻撃してくる恐れはないと見解を変更し、解禁した。

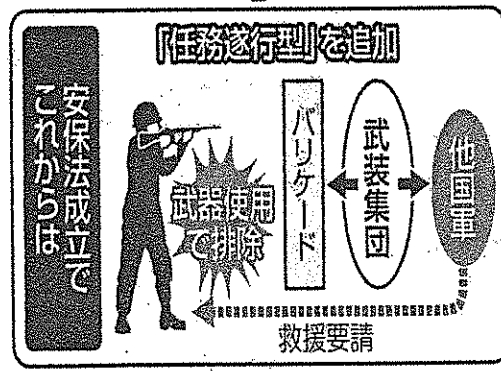
Q PKO以外でも武器使用の目的を拡大するの？

A 自衛隊法では海外で邦人の「輸送」はできたが「救出」はできなかった。安保法で「救出」任務を加え、「任務遂行型」の武器使用を認めた。誘拐、大使館の占拠、ハイジャックへの対応を想定している。また、PKOのような国連主導以外の平和維持活動にも、同じ武器使用の基準で参加できるようにした。

拡大する海外での武器使用目的



+



10/2 早稲